



高松市告示178号

高松市公印規則（昭和36年高松市規則第40号）第10条の規定により、公印の印影を縮小して使用するので、同規則第12条の規定により告示します。

令和8年4月1日

高松市長 大西 秀人

1 帳票の種類

- (1) 建築計画概要書の写しが原本と相違ないことの証明書
- (2) 開発登録簿
- (3) 指定道路調書
- (4) 指定道路図

3 高松市長印 ひな形番号17の7（24ミリメートル）

縮小する電子公印の印影のサイズ 17ミリメートル

高松市長職務代理人印 ひな形番号29の17（24ミリメートル）

縮小する電子公印の印影のサイズ 17ミリメートル